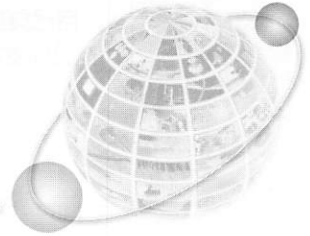


「逆転」の醍醐味

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



日 日本の情報公開制度の草創期、たくさんの人たちに制度の意義をたずねられた。そのときに強調したのは、「秘密の是非を争い得る」ことだった。もちろん制度によって秘密が明らかになり、市民が多くのことを知り、行政や社会の矛盾が改善に進む。これも意義に相違ないが、知りたいことが秘密になったとき、制度は真価を発揮する。その是非をめぐる不服申立てや裁判によって、「逆転」することができるからだ。一方的な言い分や処分、市民は泣き寝入りしないで済む。

「逆転」率の意味

このような制度の意義を可視化するものとして、当時よく使ったのが不服申立てによる「逆転」率だ。

たとえば、「逆転」率が50%だとする。これに該当する数だけ、情報公開が拡大したことを意味する。逆に行政にとっては、この数だけ制度の解釈・運用に誤りがあり、制度理解の不十分さを表す指標となる。

制度の草創期には、全国の自治体における「逆転」率を自ら調査し、算出した。条例や法律の必要性を市民やメディアに実感してもらうためである。それが世論の背中を押し、自治体と国における制度化の一助になったと記憶している。

ただ、そのため、情報公開法が制定され、情報公開条例が自治体の標

準装備となつてからは、私自身は「逆転」率を算出していない。全国各地の不服申立ての総数は膨大で、情報公開に関わる裁判の数も多い。情けないことに多忙にかまけて、制度の意義を裏付けることができていない。

もちろん、「逆転」率を算出するための数値はネット上に散在している。自治体も国も制度の施行状況を作成、公表している。これらの基礎データを活用すれば、現段階の「逆転」率や累計、経年変化などを算出することができる。

たとえば、総務省が公表した施行状況調査（23年9月）には、22年度における不服審査会（総務省）の審査状況が掲載されている。これによると「答申件数」728件、「諮問庁の判断は妥当であるとしたもの」541件、「諮問庁の判断は一部妥当ではないとしたもの」117件、

「諮問庁の判断は妥当ではないとしたもの」70件である。一部または全部を「妥当ではない」とした事案が「逆転」で、合計187件になる。これは「答申件数」728件の25.7%であり、国における最新の「逆転」率になる。なお、全部を「妥当ではない」とした事案の比率を、かつての私は「完全逆転」率と呼んでいた。上記の数値によれば、これは9.6%である。

同様に計算すれば、自治体ごとの「逆転」率と「完全逆転」率を算出することができる。

これらの数字を一概に評価することは難しい。請求内容や判断した職員の認識・理解など、複数の要因を考慮しなければならぬからだ。しかし、少なくとも「逆転」率は、「秘密の是非を争い得る」ことで、情報公開の範囲を拡大したという制度の意義を今も物語っている。

不服申立てによる「逆転」

もちろん「逆転」率という数字だけでなく、制度の意義をリアルに伝えることはできない。そこで、国と自治体の最近の事例を紹介して、「逆転」の醍醐味を実感していただきたい。

一つ目は、日本学術会議の会員の任命に関する文書をめぐる不服申立て事例だ。20年9月、同会議が推薦した候補を当時の菅首相が任命しなかった事案に関する情報公開である。不開示部分の取り消しを求める請求者の申し立てに対して、情報公開・個人情報保護審査会の一部を除いて不開示部分を「開示すべき」とする判断をした(23年8月7日)。

同審査会の答申は細部にわたり、読みづらく、わかりづらい。しかし、例外なく秘密とされやすい人事情報について、手続きの透明性の可否を細かく検証した点は評価できる。

二つ目は自治体の事例で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法違反過料事件に係る過料決定謄本」の複写が焦点になった。請求を受けた北海道は謄本の閲覧だけで、複写を認めなかった。その是非が問われた。これに対して、北海道情報公開・個人情報保護審査会は「本件公文書の開示方法を、開示請求者が求めた開示方法である写しの交付を拒否し、閲覧のみとしたことは、正当な法的根拠を欠くものであり違法と言わざるを得ない」と判断した(答申第375号、23年10月27日)。

請求対象の過料決定謄本は非訟事

件の訴訟記録である。そのため、道は「裁判所において非訟事件の手続きが非公開であること、事件記録の閲覧が当事者に限られていること」から、「法令又は他の条例の規定により開示することができない情報」と判断した。

しかし、審査会は「情報公開制度とは制度理念が異なる」として、判断の誤りを指摘した。同様に閲覧を認めて複写を拒否する事例が、各地でもあると思われる。レアケースではあるが、参考にしたい。

裁判による「逆転」

「逆転」率を算定したことはないが、裁判による「逆転」も多い。以下に最近の事例を紹介しよう。

それは「新型コロナウイルス感染症対策の一環として配布された布製マスク」、いわゆるアベノマスクの単価と発注枚数の公開を求めた大阪地裁判決(23年2月28日)である。

これらの情報を国が開示としたのは、情報公開法5条2号イ「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するからだという。たとえば、「類

似の物品に関する本件各企業の調達能力、営業ノウハウ、アイデアをあらかじめ推知することができる」と国は主張した。

これに対して判決は、「布製マスクの調達過程に関する特殊な手法等が明らかになるものではないから、同業他社等が、本件不開示情報から、秘密として保護されるべき何らかの具体的な営業ノウハウやアイデアを推知し得るとは考え難い」とした。

噴飯とも言える荒唐無稽な国の主張を、裁判所がごとく否定した根本には、アベノマスクが異例の巨額の随意契約であったからだと思う。

「国が随意契約により購入する各種物品の代金額や単価金額は、税金の使途に係る行政の説明責任の観点から、その性質上、開示の要請が高いと解される」という言葉に、判決の基本的な視点が表れている。

なお、国は判決を受け入れて控訴をしなかった。当時の松野官房長官は「判決内容を踏まえ関係省庁が協議した結果」だと記者会見で説明している(NHKニュース23年3月15日)。コロナ禍は落ち着きを取り戻し、安倍元首相も亡くなったことから、

「一件落着(もう終わったこと)」としたのだろうか。

学び直しの必要性

以上のような「逆転」事例は無数にある。そこに制度の醜態味がある。醜態味とは「本当の面白さ、深い味わい」だ。

市民にとつての面白さは、情報の開示・不開示をめぐって争い得るだけではなく、不服申立てや裁判によって勝てることだ。しかも、この勝利は権力や財力ではなく、理の有無と強さで決まる。かつ、それを少数のグループや個人で獲得することができる。

そして、面白さとは市民だけでなく、行政で働く職員にももたらされる。「逆転」されることで、物事に対する自分自身の視点やあり方の見直しを迫られる。それは短期的には苦痛で不快なものかもしれないが、中長期的には不要な争いをなくし、仕事を「善いもの」に転換する契機にもなるはずだ。

情報公開の草創期に全国的に問題となった税金の無駄遣いの改善が、それを象徴している。そう考えると「逆転」の深い味わいも見えてくる。